

予 算 要 求 資 料

令和7年度3月補正予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 施設整備係 電話番号：058-272-1111(内3494)

E-mail：c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 23,256 千円 (現計予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	23,256	15,504	0	0	0	0	0	0	7,752
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準額を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村及び当該事業の対象となるが、当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。

(2) 事業内容

次に掲げる要件を満たす市町村に対し、国庫負担基準額を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。

- ① 国庫負担基準額の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準額を超過する市町村
- ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村

(3) 県負担・補助率の考え方

県補助率 3 / 4 (うち国庫 2 / 3、県費 1 / 3)

(4) 類似事業の有無

都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」(重度訪問介護対象者の割合が10%を超える市町村が対象)

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	23,256	事業費から算出した補助金合計金額 ※補助金総合計 23,256千円 うち国庫補助 15,504千円 うち県費補助 7,752千円
合計	23,256	

決定額の考え方

--

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成24年5月23日障発0523第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の実施について」に基づき、市町村が実施する重度訪問介護等に対し補助金を交付する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R5年度 実績	R6年度 目標	R7年度 目標	終期目標 (R8)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

国庫負担基準額を超過している市町村に対して一定の財政支援を行うことにより、重度障がい者の地域生活を支援するものであり、指標を設定することにはなじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	該当市町村なし
令和5年度	該当市町村なし
令和6年度	該当市町村なし

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない 	
(評価) 2	市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の障がい福祉サービスの利用が進むため、本事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準額を超えている市町村を支援することで、重度障害者の地域生活を支援することができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている 	
(評価) 1	補助金交付要綱に基づいて、申請等の手続きを実施しており、効率性だけでなく手続きの厳格性も図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成24年5月23日障発0523第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の実施について」に基づき、補助金を支払う必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 毎年度末の説明会において、市町村に適切な制度運用を求めていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】